

改正 平成 元年 三月二十九日三重県条例第二〇号 平成 四年 三月二十七日三重県条例第二一号
平成 六年 一二月二二日三重県条例第五二号 平成 九年 三月二十五日三重県条例第三八号
平成一一年 三月一九日三重県条例第八号 平成一一年 一二月二四日三重県条例第六五号
平成一五年 三月一七日三重県条例第二五号 平成二四年 三月二十七日三重県条例第三七号
三重県立美術館条例をここに公布する。

三重県立美術館条例

（設置）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県立美術館（以下「美術館」という。）を津市に設置する。

（事業）

第二条 美術館においては、次の事業を行う。

- 一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を行うこと。
- 三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。
- 四 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

（休館日）

第三条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
- 三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

（開館時間等）

第四条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

（指示）

第五条 館長は、美術館の施設及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者
- 二 美術資料、施設等を損傷するおそれのある者

一部改正〔平成一一年条例八号〕

（観覧の手続）

第七条 美術館において美術資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧手続をしなければならない。

（模写等の許可）

第八条 美術館に展示し、又は保管している美術資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の使用の許可)

第九条 第二条第三号の規定により施設等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
- 二 美術館の施設等を損傷するおそれのあるとき。
- 三 美術館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。

2 教育委員会は、前二条の許可に美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(許可の取消し等)

第十一条 教育委員会は、第八条又は第九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、模写等をし、又は使用したとき（第八条又は第九条の許可を受けた者以外の者に模写等をさせたとき、又は使用をさせたときを含む。）。
- 三 前条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(観覧料)

第十二条 美術館において、美術資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一五年条例二五号〕

(使用料)

第十三条 使用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
- 二 第六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかった者
- 三 第七条の規定による手続をしないで観覧をした者
- 四 第八条の許可を受けずに模写等をした者
- 五 第九条の許可を受けずに施設等を使用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

一部改正〔平成六年条例五二号・一一年八号〕

(他の条例との関係)

第十五条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(美術館協議会)

第十六条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(組織)

第十七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

追加〔平成一一年条例六五号〕、一部改正〔平成二四年条例三七号〕

(会長及び副会長)

第十八条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(会議)

第十九条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

別表第一（第十二条関係）

区分	観覧料		
	常設展		企画展
	個人	団体（二十人以上）	
小学生、中学生及びこれらに準ずる者	—	—	展示を行うのに要する費用を勘案して、その都度知事が定める額
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	二〇〇円	一六〇円	
一般	三〇〇円	二四〇円	

一部改正〔平成四年条例二一号・一五年二五号〕

別表第二（第十三条関係）

施設名	使用区分		使用料		
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
県民ギャラリー	全部使用（四三〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、四五〇円	一二、六〇〇円	二一、〇〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、一七〇円	一八、九〇〇円	三一、五〇〇円
	部分使用（二五三平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	六、八二〇円	八、九二〇円	一五、二二〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一〇、二三〇円	一三、三八〇円	二二、八三〇円
	部分使用（一七七平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	四、七二〇円	六、三〇〇円	一〇、五〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	七、〇八〇円	九、四五〇円	一五、七五〇円
講堂	全部使用（二四〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、九七〇円	一三、一二〇円	二一、五二〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、九六〇円	一九、六八〇円	三二、二八〇円

全部改正〔平成一五年条例二五号〕